

年末調整の 対象外となる人の 条件整理シート

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

そもそも年末調整とは

年末調整とは、毎月の給与から天引きされる源泉所得税は概算のため、年末に正しい税額を計算し、過不足を精算する手続きです。

年末調整は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している従業員が対象となります。この申告書を提出していない場合、年末調整は行われず、従業員自身で確定申告が必要です。

年末調整の対象となる人・ならない人の条件

	年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
主な給与収入	年間の合計額が2,000万円以下	年間の合計額が2,000万円超
申告書の提出	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない
勤務状況	<ul style="list-style-type: none">・1年間通して勤務している・年の途中で入社し、年末まで勤務している	年の途中で退職し、 年の中途で行う年末調整の対象となる条件に当てはまらない
複数からの給与	-	2か所以上の勤務先から給与を得ており、 他の勤務先に申告書を提出している
その他	<ul style="list-style-type: none">・死亡により退職した・心身の障害で退職し、年内の再就職が見込めない・12月分の給与を受け取った後に退職した・パート従業員が退職し、その年の給与総額が103万円以下（年内に他で働く見込みがない場合）・年の途中で海外転勤などにより非居住者となった	<ul style="list-style-type: none">・災害減免法により、源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けている・日雇労働者（一定の条件を満たす場合）

年末調整のケース別の取り扱いと注意点

年の途中で退職した場合

- 原則として、年末調整の対象外となり、従業員自身で確定申告が必要です。
- ただし、「死亡退職」や「心身の障害による退職」などの特定の理由に該当する場合は、退職時に会社で年末調整を行います。

2か所以上から給与を受け取っている場合

- 年末調整は、メインの給与を受け取っている1社でのみ行います。
- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」はメインの勤務先にのみ提出します。
- 年末調整が行われないサブの勤務先の所得については、従業員自身が確定申告を行う必要があります。サブ勤務先などの合計所得が20万円以下の場合は申告不要です。

年末調整の対象外となった従業員への対応

年末調整の対象とならない従業員には、以下の点を必ず説明する必要があります。

- **確定申告の必要性**

所得税の精算（納付または還付）のために、原則翌年2月16日～3月15日に確定申告が必要であることを伝えます。税金を払い過ぎている場合は、翌年1月1日から5年間は還付申告が可能です。

- **確定申告をしない場合のリスク**

納めるべき税金があるにもかかわらず申告しない場合、本来の税額に加えて無申告加算税や延滞税が課される可能性があることを説明します。

なお、年末調整の有無にかかわらず、会社は源泉徴収票を必ず交付します（退職者にも交付義務があります）。源泉徴収票は、従業員が確定申告をする際に必要な書類となります。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。